

北谷町認可保育所等の利用について



北谷町イメージキャラクター ちーたん

◇保育所等とは・・・

この入所案内での「保育所等」とは、北谷町内の町立保育所、認可保育所、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所のことを指します。

保護者の就労や病気等の理由により、家庭で児童を保育することができない場合に、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。したがって、

※どの家庭の児童も無条件に入所できるものではありません。

保護者のいずれもが家庭で児童を保育できない下記の理由に該当することが必要です。

◇入所対象児童

北谷町に住民票を有する世帯で、0歳から小学校就学前までの保育を必要とする児童

※受入可能な月齢は施設により異なります。6ページをご覧ください。

※一斉受付期間（R4.10.11～R4.11.4）に限り、転入予定の方の申込みも受け付けますが、所定の期日までに転入する必要があります。転入予定で申込み、入所が決定しても、所定の期日までに転入が確認できない場合には入所取消となります。

◇入所条件

保護者が以下のいずれかに該当している場合、保育所等を利用することができます。

	保育が必要な事由	具体的な状況	必要量認定区分
1	就労	月64時間以上就労していること。 ※育児休業中の方は、入所後、1か月以内に職場復帰が可能な方のみ申込みできます。	標準時間 月120h以上就労 短時間 月64h以上120h未満就労
		利用期間	就労期間中
2	妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間もないこと。	標準時間
		利用期間	
3	疾病・障害	保護者が疾病、負傷又は心身に障害を有しているために児童の保育に支障があること。	申請内容により判断
		利用期間	
4	看護・介護	同居の親族を常時看護（介護）していること。	申請内容により判断
		利用期間	
5	災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたっていること。	標準時間
6	求職活動	求職活動を行っていること。※起業準備含む。	短時間
		利用期間	
7	就学 職業訓練	学校教育法に基づく教育施設に在学、若しくは職業能力開発促進法に基づく職業訓練を受けていること。 (*2)	標準時間 月120h以上就学 短時間 月64h以上120h未満就学
		利用期間	
8	育児休業	育児休業取得中に、既に保育所等を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。	短時間

*1 状況に応じて、申立書の提出により産後6か月まで延長可能（在園児のみ、短時間保育）。

*2 通信制、短時間の習い事、塾、教室等は除く。

注）疾病・障害、看護・介護について、申請内容によっては保育所等へ入所できる基準を満たさない場合があります。

◇保育の必要性と利用区分

保育所等の利用を希望する方は、市町村へ申請し保育所等利用のための**認定**を受ける必要があります。

✿ 子どものための教育・保育給付認定 ✿

認定区分		年齢	利用先
1号認定	幼稚園等での教育を希望する場合	満3歳以上	幼稚園、認定こども園
2号認定	「保育が必要な事由」に該当し、保育を希望する方	満3歳以上	保育所、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所
3号認定		満3歳未満	

保護者の状況を客観的に確認し、保育利用時間を「**保育標準時間**」または「**保育短時間**」のいずれかに認定します。

利用区分	説明	保育時間	備考
保育標準時間	月120時間以上 ※両親のフルタイム労働を想定	最長11時間	就労、妊娠・出産等
保育短時間	月64時間以上120時間未満 ※パートタイム労働を想定	最長8時間	求職活動、育児休業等

※月120時間に満たないものの、常態として施設利用時間を超えて施設利用せざるを得ない場合、申請により「保育短時間」から「保育標準時間」に変更できる場合があります。子ども家庭課までご相談ください。認定内容によっては、必ずしも変更できるとは限りませんので、ご了承ください。

～ 私立幼稚園・認定こども園（教育利用）の預かり保育をご利用の方へ ～

令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化がはじまりました。

保育の必要性のある3歳児から5歳児まで（※1）の子どもの預かり保育料が月額11,300円まで（※2）無償となります。（満3歳の町民税非課税世帯は月額16,300円）

預かり保育について、無償化の対象となるためには事前に市町村から保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受ける必要があります。

施設等利用給付認定 申請手続きについて

1 手続き先

北谷町 子ども家庭課 こども園係 ※郵送不可

2 提出書類

(1) 子育てのための施設等利用給付認定申請書（現況届）（法第30条の4第2号・第3号）

(2) 保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）

※1 3歳になった日以後最初の4月1日以降から小学校就学前までの子ども

※2 利用日数に応じて上限額は変動します（1日あたりの上限額は450円です）。



請求について

基本的に償還払いとなります。施設が発行する「領収書兼提供証明書」を添付して、施設等利用費請求書を四半期ごとに提出してください。

第1期(4月～6月分)→7月中

第2期(7月～9月分)→10月中

第3期(10～12月分)→翌1月中

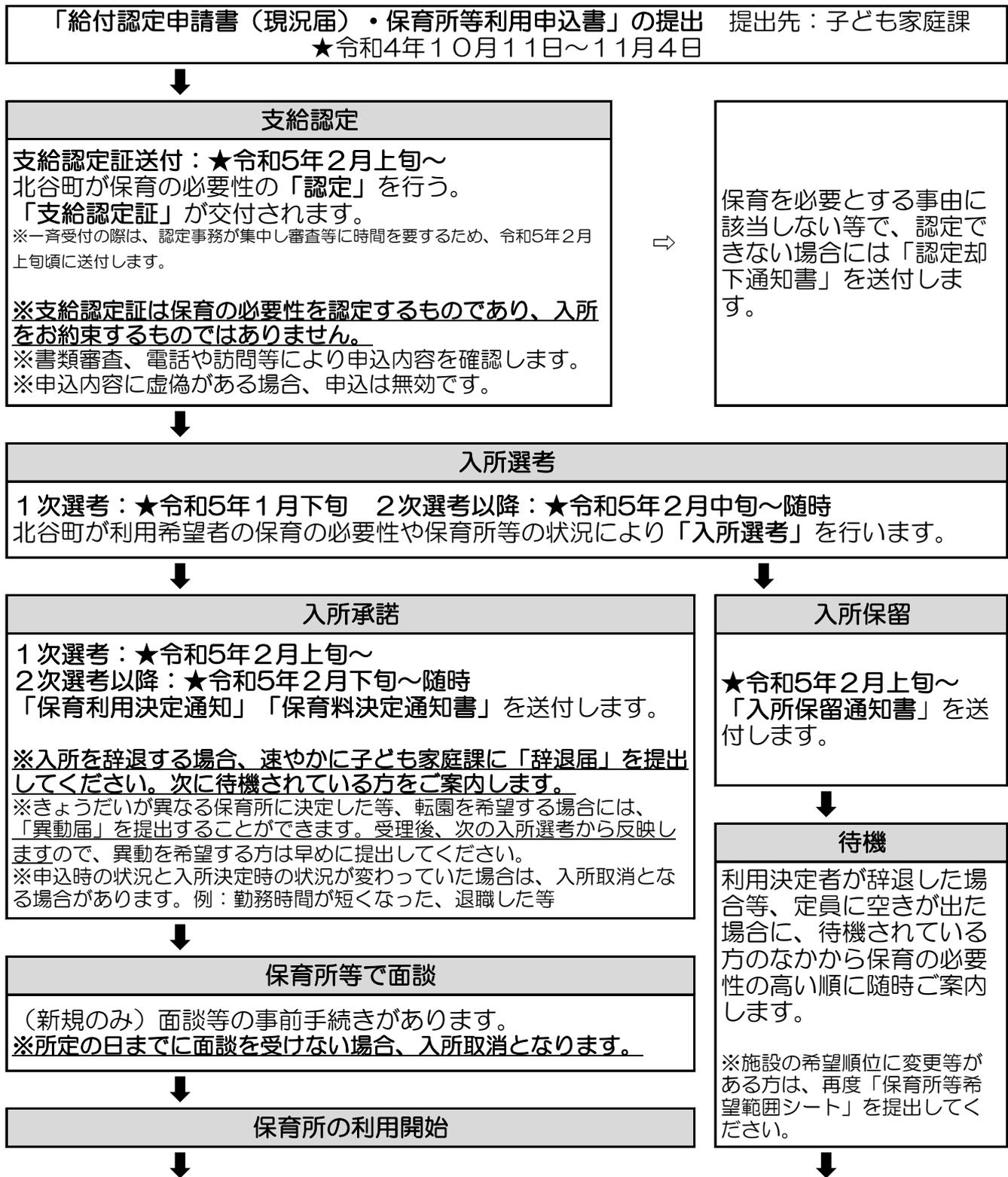
第4期(1月～3月分)→4月

※法定代理受領の場合、請求の必要はありません。

※公立幼稚園・未移行幼稚園の預かり保育をご利用の方は、学校教育課（内線5221）までお問合せください。

◇令和5年4月1日入所までのながれ

※★は、一斉受付の際の目安を記載。



世帯の状況が変わったとき、申込時と申請内容に変更があった場合は、子ども家庭課へ必要書類の提出及び連絡をして下さい。

例：勤務先・勤務状況の変更、退職（求職活動）、妊娠・出産、産休・育児休業の取得、児童扶養手当の受給開始・停止など。

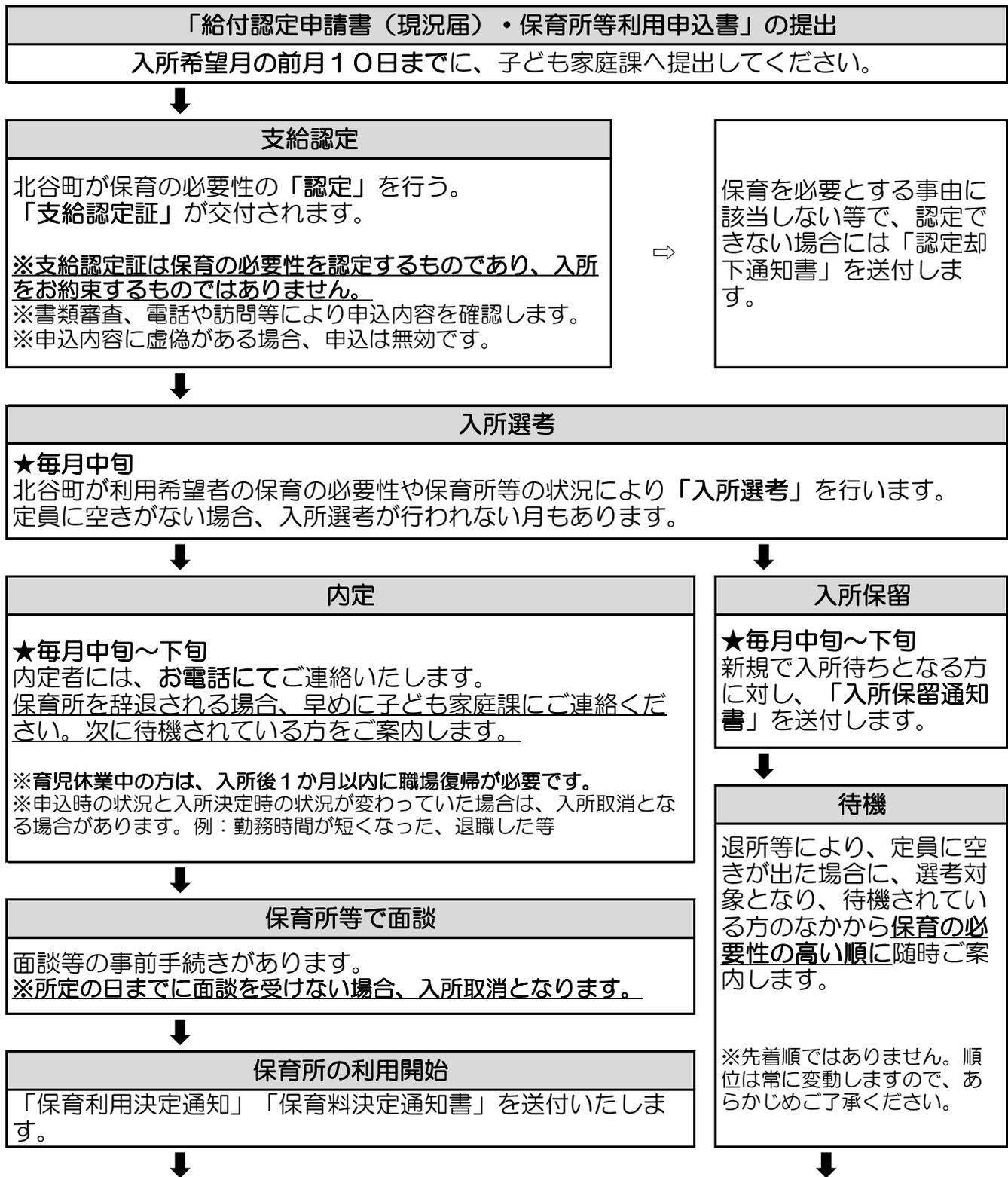


～ 保護者の皆さまへ ～

北谷町イメージキャラクター ちーたん

入所選考については、保育の必要性が高い順に利用施設を決定しております。また、各年齢ごとで保育所等の利用定員を超える申込があった場合には待機となることがありますのでご了承ください。

◇年度途中における、保育所等入所申込について



世帯の状況が変わったとき、申込時と申請内容に変更があった場合は、子ども家庭課へ必要書類の提出及び連絡をして下さい。

例：勤務先・勤務状況の変更、退職（求職活動）、妊娠・出産、産休・育児休業の取得、児童扶養手当の受給開始・停止など。



～ 保護者の皆さまへ ～

北谷町イメージキャラクター ちーたん

入所選考については、保育の必要性が高い順に利用施設を決定しております。また、各年齢ごとで保育所等の利用定員を超える申込があった場合には待機となることがありますのでご了承ください。

◇提出書類



○黒のボールペンまたは黒インクで記入してください。
消せるボールペンや鉛筆では記入しないでください。
消せるボールペンや鉛筆で記入している場合、書き直しをお願いしております。
○提出書類について、コピーが必要な方は提出前にご自身でコピーをお取りください。

全員提出が必要な書類			
<input type="checkbox"/>	①申請者（保護者）の本人確認書類（運転免許証等）		
<input type="checkbox"/>	②児童及び保護者のマイナンバーが確認できる書類（新規のみ）		
<input type="checkbox"/>	③令和5年度 給付認定申請書（現況届）・保育所等利用申込書 在園児：ブルー 新規：ピンク		
<input type="checkbox"/>	④同意書		
父	母	⑤「保育を必要とする証明書」 ※父母で、それぞれ1部ずつ必要です。 ※同時申込の兄弟姉妹がいる場合、提出は1世帯につき1部で構いません。	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就労	◆就労証明書（表面） ※育児休業から復帰する方は、育児休業期間と復帰日の記載も必要です。 ※雇用期間が切れて更新がない場合、申込は無効になります。
			◆就労証明書（両面） ・官公署の受付印が押印された書類 例）開業届、税申告書、営業許可証等 ・上記書類が提出できない場合は、仕事の内容が分かる書類を2点以上提出。 例）名刺、パンフレット、掲載雑誌、委託契約書、領収書、請求書等
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	求職活動中	◆求職申立書 ※ハローワーク受付票をお持ちの方はご持参ください。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	妊娠・出産	・親子健康手帳の写し ※出産予定日が記載されているページ
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	疾病・障害	◆診断書
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	看護・介護	◆介護（看護）申立書
			◆診断書 ・介護保険被保険者証の写し
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	就学・職業訓練	◆在学証明書 ・時間割の写し
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	災害復旧中	・罹災証明書
<input type="checkbox"/>	⑥保育所等希望範囲シート（新規・転園希望者のみ）		
<input type="checkbox"/>	⑦必要書類確認リスト		
世帯状況について、該当する方のみ提出が必要な書類 ※同時申込の兄弟姉妹がいる場合、提出は1世帯につき1部で構いません。			
<input type="checkbox"/>	ひとり親世帯 ※①②③のいずれかを提出してください。	① 児童扶養手当受給者証の写し	② 遺族年金受給者証の写し
		③ （上記①②を受給していない世帯）戸籍謄本	
<input type="checkbox"/>	申請児童以外に在宅障害者（児）がいる世帯	身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金受給者証等の写しを添付	
<input type="checkbox"/>	生活保護世帯	生活保護受給証明書	
<input type="checkbox"/>	里親受託世帯	養育する児童に係る児童相談所長の証明書	
<input type="checkbox"/>	令和5年度に企業主導型・幼稚園等施設に入所予定の児童がいる場合	◆（下記施設に入所予定の場合、入所後4月末までに）在園証明書 施設例：私立幼稚園、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業等	
<input type="checkbox"/>	R4.1.1時点、海外にお住まいの方	◆令和4年度簡易所得申告書・パスポート（出入国がわかるページ）の写し	
<input type="checkbox"/>	R5.1.1時点、海外にお住まいの方	◆令和5年度簡易所得申告書・パスポート（出入国がわかるページ）の写し 提出予定時期：令和5年6月頃～7月頃	
<input type="checkbox"/>	軍人・軍属の方	2021W-2（Wage and Tax Statement）	
<input type="checkbox"/>		2022W-2（Wage and Tax Statement）※6～7月頃に提出	

注）「◆」が付いている書類は、子ども家庭課指定の様式となります。北谷町ホームページからダウンロードできます。

◇令和5年度保育所等施設一覧

種別	施設名	所在地	定員	利用年齢	上段：保育標準時間
					下段：保育短時間
町立	①謝苅保育所 ☎936-2430	吉原26番地1	90人	6ヶ月～5歳	7時～18時 8時～16時
	②上勢保育所 ☎936-3440	上勢頭622番地1	90人	6ヶ月～5歳	7時～18時 8時～16時
	③美浜保育所 ☎936-4790	美浜1丁目2番地7	60人	6ヶ月～5歳	7時～18時 8時～16時
認可私立	④愛育保育園 ☎936-2959	浜川117番地3	150人	6ヶ月～5歳	7時～18時 8時～16時
	⑤ファミリー保育園 ☎983-7472	美浜15番地77	120人	6ヶ月～5歳	7時～18時 8時～16時
	⑥絆保育園 ☎926-3600	吉原716番地2	150人	6ヶ月～5歳	7時～18時 8時～16時
	⑦アスク北谷保育園 ☎926-1000	伊平2丁目5番1号	80人	2ヶ月～5歳	7時～18時 8時～16時
	⑧つぼみっ子保育園 ☎936-4542	宮城1番地563	70人	6ヶ月～5歳	7時～18時 8時～16時
	⑨子どもの森保育園 ☎936-4503	北前1丁目13番地4	70人	6ヶ月～5歳	7時30分～18時30分 8時30分～16時30分
認定こども園	⑩ひだまり認定こども園 ☎936-8084	桃原3番地8	2,3号 110人	6ヶ月～5歳	7時～18時 8時～16時
	★ひだまり認定こども園1号の利用について	満3歳以上で、教育希望のお子さんが対象です。詳細については、施設にお問合せください。定員：35名、利用年齢3歳～5歳、利用時間8時～14時			
小規模保育事業	⑪中央保育園 ☎936-1628	桑江364番地6	15人	6ヶ月～2歳	7時30分～18時30分 8時30分～16時30分
	⑫つぼみ園 ☎989-7520	宮城1番地346	15人	6ヶ月～2歳	7時30分～18時30分 8時～16時
	⑬リトルマザーグース保育園 ☎979-7800	桑江328番地4	19人	4ヶ月～2歳	7時30分～18時30分 8時30分～16時30分
	⑭アイビス北谷保育園（体調不良児対応型） ☎989-3808	吉原464番地4	19人	3ヶ月～2歳	7時～18時 8時～16時
	⑮サルビア保育園 ☎989-5856	伊平1丁目14番2号	19人	3ヶ月～2歳	7時30分～18時30分 8時30分～16時30分
	⑯もりのなかま保育園 桑江園 ☎923-3489	桑江1丁目2番19号	19人	3ヶ月～2歳	7時30分～18時30分 8時30分～16時30分
事業所内保育事業	⑰チャチャ保育園 ☎936-6838	砂辺306番地 ※やびく産婦人科・小児科内	19人	5ヶ月～2歳	7時～18時 8時～16時
	⑱うみそら保育園 ☎936-6284	吉原276-1番地 ※白川園・陽明園敷地内	19人	4ヶ月～2歳	7時～18時 8時～16時
	⑲あいの実保育園 ☎936-2959	浜川117番地3 ※愛育保育園内	11人	6ヶ月～2歳	7時～18時 8時～16時

- ★ 保育時間は、施設により異なりますのでご確認ください。
- ★ 日曜、祝祭日、振替休日、慰霊の日、年末年始（12/29～1/3）はお休みです。
- ★ 定員と保育時間については、変更になる可能性があります。
- ★ 土曜日については、就労状況等により施設から家庭保育の協力依頼がある可能性があります。

決められた利用区分での保育時間以外に利用する場合、延長保育料が発生します。

延長保育料については、各施設にお問合せください。

※つぼみっ子保育園では、保護者の勤務時間にに応じて、22時まで延長保育（有料）を実施しています。

◇保育料の算定について

保育料の算定は、父母の「市町村民税所得割課税額」で決定されます。

※保護者の収入が生活保護基準額に満たない場合は、同居者（児童の祖父母等）の税額を含めて算定します。

※所得割額は、住宅借入金等特別控除、寄付控除、電子証明書等、特別控除額、配当控除、外国税額控除を適用する前の税額です。

3歳児から5歳児までの保育料は0円です。

❁ 保育料の年齢は、令和5年4月1日現在の満年齢で算定します。

年度途中で誕生日を迎えても、変更となりません。

0歳児～2歳児クラス 北谷町保育料基準額表

階層	定義	世帯区分	北谷町保育料（円）		年齢制限	軽減割合	国保育料（円）		
			保育標準時間	保育短時間			上段：保育標準時間	下段：保育短時間	
1	生活保護世帯	全員	0	0	なし		0	0	
2A	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	0	0			0	0	
2B		上記以外	0	0			0	0	
3A	市町村民税均等割のみ課税世帯	ひとり親世帯等	5,500	5,400		第2子以降無料	9,000	9,000	
3B		上記以外	12,000	11,800		第2子半額 第3子以降無料	19,500	19,300	
4A	48,600円未満	ひとり親世帯等	7,500	7,400		第2子以降無料	9,000	9,000	
4B		上記以外	16,000	15,800		第2子半額 第3子以降無料	19,500	19,300	
5A	77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000	8,900		第2子以降無料	9,000	9,000	
5B	57,700円未満	上記以外	24,000	23,600		第2子半額 第3子以降無料	30,000		
	97,000円未満								
6	市町村民税所得割課税額	169,000円未満	全員	33,000	32,400	第2子半額 第3子以降無料	29,600	44,500	
7		301,000円未満	全員	39,000	38,100		43,900	61,000	
8		397,000円未満	全員	41,000	39,800		60,100	80,000	
9		397,000円以上	全員	50,000	48,400			78,800	104,000
								102,400	

❁ 切り替え時期 ❁ 毎年9月が保育料の切り替え時期となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度（令和4年度）の市町村民税額に基づく算定					当年度（令和5年度）の市町村民税額に基づく算定						
★R4.1.1時点、北谷町外にお住まいの方→令和4年度所得課税証明書					★R5.1.1時点、北谷町外にお住まいの方→令和5年度所得課税証明書						
★軍人・軍属の方→2021W-2（Wage and Tax Statement）を提出お願いします。					★軍人・軍属の方→2022W-2（Wage and Tax Statement）を提出お願いします。						

★所得課税証明書については、マイナンバーにより書類の提出を省略することができます。

※未申告の方および上記書類の未提出の方は正しい保育料の算定ができないため、最高額（第9階層）で保育料を算定します。

※世帯の状況が変更になった場合、保育料が変更となる場合がありますので、必ずご連絡ください。

（例）ひとり親世帯となった場合、婚姻した場合、児童扶養手当が認定・停止・廃止された場合、生活保護の開始・停止・廃止となった場合、世帯員の転入・転出があった場合など

◇保育料の軽減について

❁ きょうだい児入園による軽減 ❁

保育所等に在園中で、同一世帯の就学前児童（1号認定については3歳～小学校3年生までの範囲内）が保育所等や幼稚園、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部等に入園している場合、多子軽減として第2子は半額、第3子以降は無料になります。

※ 保育所等や北谷町立幼稚園にのみ在園している場合は、届出の必要はありません。

※ 町外の私立幼稚園、企業主導型保育事業、特別支援保育幼稚部などに在園している場合は、「在園証明書」の提出が必要です。

❁ 年収約360万円未満相当世帯への軽減 ❁

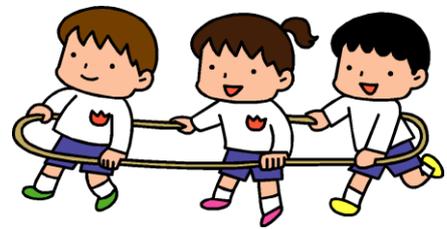
第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限が撤廃されました。教育・保育給付認定保護者に監護される者（特定被監護者等）が2人以上いる場合に対象となり、以下のとおり軽減されます。

(1) ひとり親世帯等

（母子世帯、父子世帯、在宅障害児（者）のいる世帯）

階層：3A、4A、5A

軽減割合：第2子以降無料



(2) ひとり親世帯等以外

階層：3B、4B、5Bの一部（市町村民税所得割額57,700円未満）

軽減割合：第2子半額、第3子以降無料

特定被監護者等とは

教育・保育給付認定保護者と生計を一つにする子どものことで、次のいずれかに該当する場合が対象となります。「生計を一つにする」場合には、子どもが別居している場合も含まれます。

※ 別居している子どもを算定の対象に含めるには、別途戸籍謄本、住民票の提出が必要です。

① 教育・保育給付認定保護者に監護される者：教育・保育給付認定保護者が現に監護する未成年者。

② 教育・保育給付認定保護者に監護されていた者：未成年であったときに、教育・保育給付認定保護者が監護していた者。

→教育・保育給付認定保護者に係る子どもが成長し、青年に達した場合を想定しています。

③ 教育・保育給付認定保護者又はその配偶者の直系卑属：青年に達したのちに、教育・保育給付認定保護者と生計を一つにして直系卑属になった者（前記①、②に該当しない者）。

→教育・保育給付認定保護者が再婚することにより、新たに青年の子を持つに至った場合や、教育・保育給付認定保護者が成年者を新たに養子を迎えた場合などを想定しています。

◇保育料の納入について

❁ 町立保育所・認可私立保育所の保育料

口座振替 振替日：毎月15日（※土日祝日の場合は、翌営業日）

取扱金融機関：沖縄銀行、琉球銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合

原則、口座振替での納付となります。入所決定後、口座登録をお願いします。



★Pay-easy(ペイジー) 口座振替受付サービスについて★ （※農協を除く。）

キャッシュカードを利用して、口座振替のお申込みが役場窓口で簡単にできるサービスです。キャッシュカードをご持参のうえ、子ども家庭課までお越しください。

★ 直接、金融機関窓口でもご登録できます。（通帳の届出印が必要です。）

納付書払 納付期限：毎月15日（※土日祝日の場合は、翌営業日）

納付場所：役場内銀行、金融機関窓口（ゆうちょ銀行除く）、コンビニストア

★ 納付書は、月はじめに施設を通して届きます。

❁ 認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業の保育料

次の保育施設へ入所する児童の保育料は、施設で徴収することとなっております。

毎月の保育料は、直接、施設へのお支払いとなります。

対象施設	・ひだまり認定こども園
	小規模保育事業
	・中央保育園 ・つぼみ園 ・サルビア保育園 ・リトルマザーグース保育園 ・アイビス北谷保育園 ・もりのなかま保育園
	事業所内保育事業
	・チャチャ保育園 ・うみそら保育園 ・あいの実保育園

詳しい納付方法は、
各施設へお問合せ
ください。



～ 保護者の皆さまへ ～

正当な理由無く滞納した場合は、保育所等の利用継続ができなくなる場合があります。

保育料（保護者負担金）は、保育所等の運営に必要な大切な財源です。

大切なお子さんの安心、安全な保育のために納期限内に納付をお願いします。

◇ 《 3歳児から5歳児 》 給食費の実費徴収について

参考 ～ 保育所別 副食費一覧表 ～

(令和4年9月時点)

保育所名	副食費金額	納付方法
公立保育所(謝苅・上勢・美浜)	4,500円	口座振替、納付書
愛育保育園	6,000円	徴収方法、納付期限等は施設により異なりますので、詳しくは直接各施設にお問合せください。
ファミリー保育園	6,000円	
絆保育園	4,500円	
つぼみっ子保育園	6,000円	
アスク北谷保育園	5,500円	
子どもの森保育園	5,500円	
ひだまり認定こども園	4,500円	

3歳から5歳までのお子さまは、給食費(主食費+副食費)の実費徴収があります。
「徴収金額」「徴収方法」は、施設ごとに異なりますので、直接、各施設にお問合せ下さい。



北谷町イメージキャラクター ちーたん

❁ 主食費と副食費について

「主食費」・・・お米、麺、パン など

北谷町内の保育所・認定こども園に通う2号認定の方の主食費については、北谷町が各施設に対し、補助を行うことで保護者の負担を軽減しています。(※手続きは不要です。)

0歳児から2歳児の副食費については、無償化後も引き続き保育料の一部として徴収されます。

「副食費」・・・おかず、おやつ、ミルク など

令和元年9月まで、副食費(おかず、おやつなどに係る費用)については、保育料の一部としてお支払いいただいておりますが、保育料の無償化が始まる令和元年10月以降は、各施設による実費徴収となります。

❁ 副食費の免除について

次の(1)、(2)に該当する方は、副食費が免除になります。

副食費の免除対象の方には、北谷町子ども家庭課より通知が届きます。

(1) 年収360万未満相当世帯の副食費

	1号認定	2号認定
市町村民税所得割額	77,101円未満	57,700円未満 (ひとり親世帯等は77,101円未満)
階層	1階層、2階層、3階層	1階層、2階層、3階層、 4階層、5階層の一部

(2) 第3子以降の子どもの副食費

※子のカウント方法については、保育料の多子軽減と同様です。

	1号認定	2号認定
年収約360万円未満	年齢に関わらず、世帯の子どもの数による	
年収約360万円以上	3歳～小学校3年生までの 子どもの人数による	3歳～小学校就学前までの 子どもの人数による

～ 保護者の皆さまへ ～

給食費については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所を利用する保護者も、家庭で子育てを行う保護者と同様に、費用を負担することが原則となります。

正当な理由無く滞納した場合は、保育所等の利用継続ができなくなる場合があります。

◇北谷町特別支援保育について

北谷町の保育施設では、障がいや発達の遅れなどがあるお子さんの発達状況を踏まえながら、集団生活の中での成長を支援していく特別支援保育を行っています。

(集団保育が可能かどうかを確認し、適さない場合には保育所等を利用できませんのでご了承ください。)

❁ 対象児童

- 身体障害者手帳の交付を受けている児童
- 療育手帳の交付を受けている児童
- 特別児童扶養手当等の支給を受けている児童
(所得により手当の支給を停止されている場合も含む。)
- 上記と同様の診断を医療機関、児童相談所等から受けた児童。
- その他、発育や発達の遅れがあり特別な支援が必要と認められる児童。



❁ 保育内容

保育はそれぞれのお子さんの発達状況に応じて、集団保育を行います。

保育所には、特別支援を担当する保育士を配置します。お子さんの状況に応じて、おむね対象のお子さん3人に対して保育士1人の配置となります。

～詳細につきましては、子ども家庭課までお問合せください。～

◇その他の保育事業について

❁ 一時保育事業【料金制】

実施施設 謝苅保育所、上勢保育所、アイビス北谷保育園

利用料金 謝苅保育所、上勢保育所：1日 1,500円／半日 750円

アイビス北谷保育園：1日 2,500円／半日 1,500円

※一時保育とは、次の理由で家庭における保育が困難な乳幼児の保育を行う制度です。

①緊急的保育：保護者の疾病等により緊急又は一時的に保育を必要とする児童(月15日間利用可能)

②私的理由による保育：保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を軽減するため保育を必要とする児童(謝苅・上勢は週1日、アイビスは週3日の利用で3ヶ月継続可)

～空き状況等については、直接、施設へお問合せください。～

❁ 病児・病後児保育事業【料金制】

軽症の病気や病後の子どもを、保護者に代わって、医療機関で保育します。

保育中に医療的ケアが必要になった場合は、医師の診察に従って、必要なケアを行います。利用については、事前に子ども家庭課にて手続きを行うことができます。

緊急の場合は、直接実施施設にて手続きを行うことができます。

利用料の免除手続きは、事前申請となっておりますので、子ども家庭課にて手続きを行ってください。

初回は、医師の診察後、または診療情報提供書の提出後に利用していただきます。保育中は看護師・保育士の2人体制でケアします。

北谷町在住の方は、1日1,500円です。(食事代込み、初診料・治療費・薬代は別料金です。)

やびく産婦人科・小児科

北谷町字砂辺306番地 ☎936-6789

受付時間 月～土 9時～18時

❁ 地域子育て支援センターについて

子育て家庭に対して、安心して楽しく子育てができるよう情報交換や相談等を行ったり、親子一緒に自由に遊べる場所を提供する施設です。(※お子さんをお預かりする施設ではありません。)

基本的に予約は不要ですので、お気軽にお越しください。

○ 北谷町謝苅保育所子育て支援センター(謝苅保育所 外階段2階)

○ ひだまりの里(絆保育園 4F)



保育所等入所申込みについて

- ①令和4年度の申込みをしている方でも、令和5年4月からの入所を希望する方は、新たに申込みが必要です。
- ②必要書類の提出がない場合には、選考の対象となりません。また、**不備がある場合には受付できません。**
- ③**現在、育児休業中の方が新規でお申込みをする場合、入所後1か月以内に職場復帰できる方がお申込みの対象です。**
- ④令和5年4月入所選考に関して、**希望施設・希望順位の変更及び就労証明書等の追加提出、差替等は、令和4年12月9日（金）まで可能です。**
子ども家庭課までお越しください。（※電話での変更はできません。）
それ以降提出分は、2次選考以降に反映します。

選考方法及び入所決定について

- ①受入人数は、面積、保育士数等により決まります。退所等により空きができた場合に選考を行いますので、希望する月に必ず入所できるとは限りません。
- ②入所選考は、申込の先着順ではなく、在園児で同一施設へ継続入所希望の方を最優先とし、その後、転園希望者・新規申込者の方を書類審査により保育の必要性の高い順に行います。また、保育所等入所後にも、電話等により勤務等の状況確認があります。
- ③保育所入所決定後でも、申込書や添付書類等に虚偽がある場合には、入所取消や認定取消の対象となる場合があります。

保育所等入所に関して

- ①**求職活動での入所可能期間は、3か月**となっています。期間が満了する月の25日までに就労証明書等の書類を提出してください。（※1年につき、3か月まで）
- ②就労を理由として入所し、育児休業を取得された場合の入所期間は産休期間（出産日から2か月間）に加え、その後の育児休業期間（最高2年）までとなります。※復帰予定日が変更になる場合は、ご連絡ください。
- ③保育所入所後に北谷町外に転出、または居住の実態が町外にあると判明した場合は退所となります。（転出の場合、転出日の月末までは利用可能です）

届出に関して

- ①入所決定後に転園を希望する場合、**異動届**を提出することができます。子ども家庭課までお越しください。
異動希望施設に空きができた場合に、保育の必要性の高い順に随時案内しますので、**必ず異動できるとは限りません。**
- ②保育所を辞退される場合、速やかに子ども家庭課へ**辞退届**を提出して下さい。次に待機されている方をご案内します。
- ③世帯の状況が変わったとき、**入所申込時と内容に変更があった場合は**、子ども家庭課へ必要書類の提出及び連絡をして下さい。
万が一、提出及び連絡がなく、そのことが判明した場合、就業等をしていても退所となる場合があります。
例：勤務先、勤務状況の変更、退職（求職活動）、妊娠・出産、育児休業の取得、児童扶養手当の支給開始及び停止等
- ④2週間以上欠席する場合、**欠席届**を提出してください。**1か月以上欠席する場合**、保育を必要とする要件に該当しない等として、**退所**となります。※欠席期間中も保育料は発生します。
- ⑤退所する場合には、**退所希望月の2週間前までに退所届**を提出して下さい。次に待機されている方をご案内します。

★参考★令和5年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス	生年月日
0歳児	令和4年(2022年)4月2日 ~ 令和5年(2023年)4月1日
1歳児	令和3年(2021年)4月2日 ~ 令和4年(2022年)4月1日
2歳児	令和2年(2020年)4月2日 ~ 令和3年(2021年)4月1日
3歳児	平成31年(2019年)4月2日 ~ 令和2年(2020年)4月1日
4歳児	平成30年(2018年)4月2日 ~ 平成31年(2019年)4月1日
5歳児	平成29年(2017年)4月2日 ~ 平成30年(2018年)4月1日